

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：32406

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(A））

研究期間：2020～2023

課題番号：19KK0311

研究課題名（和文）クリエイターへの正当な対価還元のための「情報透明性」に関する比較法的研究

研究課題名（英文）Comparative Law Study on "Information Transparency" for Providing Fair Remuneration to Creators

研究代表者

張 睿暎（chang, yeyoung）

獨協大学・法学部・教授

研究者番号：80434231

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,100,000円

渡航期間：12ヶ月

研究成果の概要（和文）：コンテンツ利用許諾と使用料の徴収・配分の場面において、クリエイターに正当な対価が還元されない問題が指摘されている。「使用料の徴収と配分の正確性と効率性」を果たすためには、著作権関連情報の透明性（transparency）が必要であり、オンラインプラットフォームの積極的な役割なしでは適切な対価還元は不可能である。本研究は、欧米のオンラインプラットフォーム規制を検討し、クリエイターへの正当な対価還元のために開示されるべき情報とプラットフォームの役割を考察することで、クリエイターへの正当な対価還元のための法制のあり方を比較法的に研究したものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今回の国際共同研究の研究成果は、日本のコンテンツ政策へ大きな示唆を与えられ、その社会的要請も大きい。また、欧州に研究拠点を置いて欧州研究者らと随時交流しながら、欧州各国の動きをリアルタイムで把握し、集中的に調査したところに、国際共同研究の学術的意義がある。

研究成果の概要（英文）：There is a problem with creators not receiving fair compensation in content licensing and the collection and distribution of royalties. In order to ensure "accuracy and efficiency in the collection and distribution of royalties," transparency of copyright-related information is necessary, and appropriate compensation is impossible without an active role for online platforms.

This study examines online platform regulations in EU/US, and considers the information that should be disclosed and the role of platforms in order to provide fair compensation to creators, from a comparative legal perspective.

研究分野：新領域法学

キーワード：情報透明性 正当な対価 欧州デジタル単一市場 著作権指令 クリエイター

1 . 研究開始当初の背景

応募者は、2016 年採択の研究テーマ「コンテンツ流通促進のための著作権情報統合 DB 構築と著作権登録制度の活用」(基盤研究(C)課題番号 16K03445)の海外調査において、米国を中心に、著作権証明のためにブロックチェーン技術を活用しようとする動きがあることを確認した。それを受けて、2019 年には、研究テーマを「コンテンツ流通におけるブロックチェーン技術活用のための法的課題に関する横断的検討」とする基盤研究(C)課題番号 19K01425 (基課題) に採択された。

ブロックチェーン(blockchain)技術は、「中央に特定の管理主体を置く代わりに、複数の参加者による分散型の帳簿管理を可能にする技術」である。その構造上、従来の集中管理型のシステムに比べ、改ざんが極めて困難であり、ゼロダウンタイムで、安価である。金融分野だけでなく、資産管理・各種記録認証・物流管理・来歴管理・コンテンツ取引・公共サービス・医療関連に至るまで幅広く活用される可能性がある。

ブロックチェーン技術と法律の関わりとしては、例えばブロックチェーン技術と仮想通貨に対して金融規制や会計・税務の観点で論じられたり、国外送金とマネーロンダリング規制で論じられたりするが、知的財産法の観点では、特許の対象としてブロックチェーン技術が言及されることはあっても、ブロックチェーン技術を用いて知的財産をマネジメントすることに関する知的財産法上の課題を検討している日本国内の学術研究は、2018 年 10 月の基課題応募時点では存在しなかった。

著作物等のコンテンツ流通に関しては、権利証明や取引履歴の追跡が難しく、インターネット上の海賊版問題が深刻であり、ライセンスの前提としての権利情報統合 DB が構築されておらず、コンテンツ利用許諾の権利処理が煩雑であり、少額利用や海外利用に対する使用料徴収が難しく、配分のプロセスも非効率的で不透明であることが問題として挙げられる。

2 . 研究の目的

2019 年 4 月 17 日の欧州 DSM 指令第 19 条 1 項は、著作者および実演家に対する「透明性の義務」を加盟国に課している。クリエイターに対する正当な対価還元という観

点から、米国と異なる欧州のこのような動きは丁寧に検討する必要がある。本国際共同研究は、欧州 DSM 指令を受けて欧州各国が今後どのように立法および政策に反映していくか、「デジタル単一市場」を構築しようとする欧州 DSM 指令の意義とインパクトは何か、欧州各国のコンテンツ市場の動向や指令の国内法化に向けての各加盟国内の動き、多国籍オンラインプラットフォームの欧州域内における DSM 指令への対応等を検討することで、正確で効率的な対価還元的前提となる「情報透明性」を、巨視的な観点で比較法的に検討し、基課題との相乗効果を図ることを目的とする。

3 . 研究の方法

1) 現地研究

滞在する研究拠点にて海外共同研究者らと日常的に研究交流し、欧州各国の関連企業/団体へのヒアリングを実施し、欧州各国の知的財産関連研究所に訪問し、研究ネットワークを開拓し、欧州各国で開催される関連学会に参加して最新の研究情報を入手する。

2) 調査結果分析と成果報告

研究調査の成果は随時日本語で刊行物を通して報告し、国内の関連議論の土台になるように努める。帰国後も海外研究者と連絡をとり、日本へ招聘し国際シンポジウムを開催するなど、最新情報を踏まえての深い議論をすることで、国内関係者への有意義な示唆を提供する。

4 . 研究成果

コンテンツ利用許諾と使用料の徴収・配分の場面において、クリエイターに正当な対価が還元されない問題が指摘されている。「使用料の徴収と配分の正確性と効率性」を果たすためには、著作権関連情報の透明性 (transparency) が必要であり、オンラインプラットフォームの積極的な役割なしでは適切な対価還元は不可能である。

本研究は、欧米のオンラインプラットフォーム規制を検討し、クリエイターへの正当な対価還元のために開示されるべき情報とプラットフォームの役割を考察することで、クリエイターへの正当な対価還元のための法制のあり方を比較法的に研究することができた。

雑誌論文、研究発表

「生成 AI と著作者及び実演家の権利」獨協法学 122 号（2023 年 12 月）147-169 頁

日本 AI 音楽学会シンポジウム「生成 AI との共存に向けて」パネルディスカッション

2023 年 11 月 12 日於洗足学園音楽大学

「デジタルプラットフォーム時代における著作者の報酬請求権」コピーライト

No.749/Vol.63（2023 年 9 月）2-21 頁

「デジタルプラットフォーム時代における著作者の報酬請求権」CRIC 月例研究会

「著作権契約の事後調整～韓国における「著作者の追加補償請求権」導入の議論～」

高林龍先生古稀記念論文集編集委員会編『知的財産法の新たな地平 高林龍先生古稀

記念論文集』（日本評論社、2022 年 12 月刊）444-470 頁（第 21 章文旦執筆）

「欧州デジタル単一市場著作権指令第 18 条における適正かつ比例的な報酬の原則」獨

協法学第 117 号（2022 年 4 月）199-218 頁

「欧州デジタル単一市場著作権指令第 19 条における透明性義務」獨協法学第 116 号

（2021 年 12 月）211-233 頁

「EU におけるプラットフォーム規制とデジタルサービス法規則案の意義」獨協法学第

115 号（2021 年 8 月）211-244 頁

「EU におけるプラットフォーム規制とデジタルサービス法(DSA)」第 19 回日本知財
学会学術研究発表会、2021 年 11 月 27 日於国立大学法人電気通信大学(オンライン開
催)

'From Manga to Squid Game: Recent Copyright Issues under Japanese and Korean Law',
Stockholm University European IP Law LLM Seminar, Stockholm University (LLM in
European IP Law) , 29 November, 2021 (Online)

'Text and Data Mining in the age of Data Economy - Copyright Law in the EU and Japan'
University of Trieste and University of Udine joint seminar on Comparative
Law(Udine-Trieste inter-university research doctorate in Law for innovation in the
European legal area), 6 December, 2021@University of Trieste

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 張睿暎	4. 巻 117
2. 論文標題 欧州デジタル単一市場著作権指令第18条における適正かつ比例的な報酬の原則	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 199-218
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 張睿暎	4. 巻 .
2. 論文標題 EUにおけるプラットフォーム規制とデジタルサービス法規則案の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 獨協法学第115号	6. 最初と最後の頁 211-244
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 張睿暎	4. 巻 .
2. 論文標題 欧州デジタル単一市場著作権指令第19条における透明性義務	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 獨協法学第116号	6. 最初と最後の頁 211-233
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 張睿暎
2. 発表標題 EUにおけるプラットフォーム規制とデジタルサービス法(DSA)
3. 学会等名 第19回日本知財学会学術研究発表会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yeyoung CHANG
2. 発表標題 From Manga to Squid Game: Recent Copyright Issues under Japanese and Korean Law
3. 学会等名 Stockholm University European IP Law LLM Seminar (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yeyoung CHANG
2. 発表標題 Text and Data Mining in the age of Data Economy - Copyright Law in the EU and Japan
3. 学会等名 University of Trieste and University of Udine joint seminar on Comparative Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 高林龍先生古稀記念論文集編集委員会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 496
3. 書名 知的財産法学の新たな地平	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
	フィオレンティーニ フランチェスカ (Fiorentini Francesca)	トリエステ大学・法学部・准教授	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
イタリア	トリエステ大学			